

令和 6 年度 第 1 回 日野市男女平等推進委員会 要点録	
日 時	令和 6 年 7 月 17 日(水) 午後 6 時 30 分～8 時 00 分
場 所	ふれあい館 集会室 3-1、2
出席者	寺田委員、田中委員、林委員、橋本委員、飯田委員、本間委員、山田委員、瀧澤委員 清水委員(オンライン) 波戸副市長、事務局、(株)名豊 大川氏
欠席者	野原委員
次 第	1 第 11 期日野市男女平等推進委員会の委嘱状の交付 2 ご挨拶と自己紹介 3 本委員会の位置づけ、役割、審議事項について【冊子、資料 1、別紙 1】 4 議題 (1)会長、副会長の選任について (2)第 11 期日野市男女平等推進委員会に意見を求める事項について【資料 2】 (3)第 4 次男女平等行動計画令和 6 年度評価スケジュールについて【資料 3】 5 報告 (1)男女平等に関する市民意識調査について【資料 4】
配布資料	・【冊子】第 4 次日野市男女平等行動計画 ・【資料 1】男女平等推進委員会、男女平等行動計画 ・【別紙 1】第 5 次男女平等行動計画 策定スケジュール ・【資料 2】第 11 期諮問事項 ・【資料 3】第 4 次日野市男女平等行動計画令和 6 年度評価スケジュール(案) ・【資料 4】市民意識調査 調査票
開会	司会より会議に先立つ確認、傍聴希望者の入室。
質疑・意見	全委員異議なし。
次第 1	第 11 期日野市男女平等推進委員会の委嘱状の交付 波戸副市長より会場出席者へ委嘱状を交付。
次第 2	ご挨拶と自己紹介 第 11 期日野市男女平等推進委員(以下、「第 11 期委員」とする。)、波戸副市長、事務局より、ご挨拶と自己紹介。
次第 3	本委員会の位置づけ、役割、審議事項について 事務局より説明。 第 11 期委員会については、資料の通り実施していく。
質疑・意見	【質疑】<委員> 第 4 次日野市男女平等行動計画(以下、「第 4 次計画」とする。)は男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法、配偶者暴力防止法の 3 つの法律に基づいて策定されているが、第 5 次日野市男女平等行動計画(以下、「第 5 次計画」とする。)策定中の現段階で、新たに策定された法律(女性支援新法など)は、今の段階で事業に適用されるのか。

	【回答】<事務局> 第 4 次計画内に位置付けがなくとも、事業は既に行っている。また新しく策定された法律は第 5 次計画で体系的に位置付け、計画的に推進していく。
次第 4-(1)	会長、副会長の選任について 事務局より説明。 第 10 期日野市男女平等推進委員会副会長であった寺田委員を会長に、第 10 期日野市男女平等推進委員会会長から推薦のあった田中委員を副会長に推薦したい。
質疑・意見	全委員異議なし。
次第 4-(2)	第 11 期日野市男女平等推進委員会に意見を求める事項について 事務局より説明。 資料 2 の通り、市長から第 11 期委員会に対し、諮問があった。
質疑・意見	【質問】<委員> 冊子 P.114 第 4 次計画の策定経過が記載されているが、第 5 次計画の策定についても同じような経過を辿るのか。 【回答】<事務局> 第 4 次計画と第 5 次計画の策定経過は異なる。例えば第 4 次計画策定では市民意識調査と計画策定が別業者に分かれているが、アンケート結果を反映した計画策定をより円滑に進めるため、第 5 次計画では(株)名豊へまとめて委託している点などがある。第 5 次計画については、別紙 1 の策定スケジュールの通りに進めていく。 【質問】<委員> この第 11 期委員会に第 5 次計画の決定権限があるのか。 【回答】<事務局> 日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例第 13 条にて、日野市男女平等推進委員会は市長の求めに応じて意見を述べるとあるため、市長に計画の決定権があるものの、委員の意見を尊重し策定を進めていく。
次第 4-(3)	第 4 次男女平等行動計画令和 6 年度評価スケジュールについて 事務局より説明 資料 3、別紙 1 の通り、第 5 次計画へ評価を反映させるため、令和 6 年度の行動計画評価を前倒して実施したい。
質疑・意見	【質問】<委員> 令和 6 年度事業の評価は第 5 次計画に向けた評価だと思うが、令和 6 年度事業しか第 5 次計画には反映されないのか、また第 4 次計画の実施期間(令和 3 年度から令和 7 年度)の 5 年間の総括は行うのか。 【回答】<事務局> 5 年間の総括については令和 7 年度に実施予定。令和 3 年度から令和 6 年度までの 4 年間分は第 5 次計画に反映させたいと考えている。 令和 3 年度から令和 6 年度の 4 年間の総括をもって、第 5 次計画の素案に組み込む予定。

	【意見】＜委員＞ 第 11 期委員会にも日野市男女平等行動計画市民評価委員(以下、「市民評価委員」とする。)が 5 名いるが、このメンバーが令和 5 年度と令和 6 年度の事業評価を行うのか。 【回答】＜事務局＞ 第 11 期委員の任期中は、この市民評価委員に評価をしてもらう予定。 【質問】＜委員＞ 冊子 P.2 2030 プランとはどのようなものか。また第 5 次計画策定の際も、同様に関連する計画はあるのか。 【回答】＜事務局＞ 2030 プランには日野市全体のビジョンが示されているため、このビジョンを念頭に第 5 次計画も策定していくこととなる。 2030 プランの詳しい内容については、次回の委員会で資料提供させていただく。
次第 5-(1)	男女平等に関する市民意識調査について【資料 4】 (株)名豊 大川氏より前回市民意識アンケートとの変更点等を説明。
質疑・意見	【質問】＜委員＞ 調査対象者 2,000 人の男女比と既婚・未婚の割合はどうなっているのか。 【回答】＜事務局＞ 男女比は 1:1 の割合。既婚・未婚の割合については、住民基本台帳上で既婚・未婚の区分データは無く、完全無作為で選出している。 【質問】＜委員＞ 問 7 男女平等推進センターは知っているが、「ふらっと」という名称は知らなかった場合、どのように回答すれば良いか 【回答】＜事務局＞ 男女平等推進センター自体の認知度を図ることを目的としているため、その場合は言葉を知っているに該当する。 【質問】＜委員＞ 問 8 アンコンシャス・バイアスの内容は知っていたが、言葉は知らなかった場合、どのように回答すれば良いか。 【回答】＜事務局＞ アンコンシャス・バイアスも脚注をつけ、言葉や内容を知ってもらうことを目的としているため、「アンコンシャス・バイアス」という単語がどういう内容なのかが分からなければ、「言葉も内容も知らない」を選択していただく。 【質問】＜委員＞ 問 31 の脚注について、にじいろ相談の説明文に「体」と表記されているが、「身体」

	ではなく「体」にした意図はあるのか。こういう場合「身体」の方がよく使われていると思う。問 29 前段、性的マイノリティの脚注で既に「身体」という言葉が使われているので、全体を通して表現は統一した方が良いと思う。 【回答】<事務局> この市民意識調査では「身体」表記で統一する。 【質問】<委員> 8 月にアンケートを実施するスケジュールを考えると、今回提示された調査票の内容は成案に近いと思われる。これまでに推進委員会の中でアンケート項目を精査した内容が調査票に反映していることを事務局は確認しているか。 【回答】<事務局> アンケートの内容については、(株)名豊と相談しながら作成したものである。 【質問】<委員> これまで、前回調査の回答率 37.3%を何とかして上げたいと話してきており、オンライン対応することで上がるのではないかという期待をもって進めてきた。ここで委託業者が入ったが、回答率の目標値はどれくらいを設定しているのか。 【回答】<事務局> 前回調査の回答率より上回ることを目指している。前回は特に若年層の回答率が低かったため、回答率を上げるためオンライン回答を実施する。また回答数を増やすため、対象者数を前回より調査母数を 500 人増やし、2,000 人にした。目標値は設定していないが、回答率が上がるように工夫をして、より多くの方に回答してもらいたい。 【質問】<委員> 前回調査の最後に自由記述欄があったが、これは削除したのか。回答率については委員としても上げたいところなので、対応可能な範囲でお願いしたい。回答率を上げるために、LINE での発信や、未回答の方への催促などを実施してはどうか。 【回答】<事務局> 自由記述欄は削除した。また、回答率を上げるため、8 月広報、市 HP、LINE にて市民意識調査の実施を周知し、回答期限近くなったら対象者へ督促状を送付する予定。
次回	<事務局より説明> 日 時:令和 6 年 12 月 18 日(水) 18:30~ 会 場:多摩平の森ふれあい館 集会室 3-1・2 次回の委員会は上記の日程となります。 開催日近くなりましたら、事務局よりメールにて詳細をご連絡します。